

発 日 監 第 3 1 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

日向東臼杵広域連合

連 合 長 西 村 賢 様

日向東臼杵広域連合監査委員 門 脇 功 郎

日向東臼杵広域連合監査委員 那 須 富 重

令和 6 年度日向東臼杵広域連合定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、次のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、その旨を通知してください。

令和 6 年 度

日向東臼杵広域連合定期監査報告書

日向東臼杵広域連合監査委員

令和6年度 定期監査報告書

1 監査の対象

主として令和6年度の財務に関する事務の執行について

2 監査実施期間

令和6年8月29日～令和6年9月20日

4 監査を実施した監査委員

監査委員 門 脇 功 郎

監査委員 那 須 富 重

5 監査の方法

令和6年度における財務に関する事務等の執行が、予算や法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として次のとおり実施した。

- (1) 事前に提出を求めた監査資料に基づき、諸帳簿、書類等の試査及び照合等を行った。
- (2) 事務局長等以下関係職員から事務事業の執行について説明を受け、質疑応答形式により実施した。

6 監査の結果

監査の結果、予算執行の事務処理はおおむね適正に処理されていると認められたが、一部において、是正（改善）や検討を要する事項が見受けられた。

具体的な指摘等の内容は、別紙のとおりであるが、これについては必要な措置を講ずることにより適正な事務の執行に努められたい。

別紙

指摘等の内容

【指摘事項】

- 1 業務委託料の支払に遅延が見られたので、契約締結事項（業務委託契約約款第 17 条）に基づき適正に処理されたい。
- 2 契約事務において、再入札について不適切な事務処理が見受けられたので、日向東臼杵広域連合財務規則第 2 条で準用する日向市財務規則第 97 条の 3 の規定に基づき適正に処理されたい。

【注意事項】

業務委託契約金額 100 万円以上の契約において、着手届に所定の合議がされていないものがあつたので、日向東臼杵広域連合工事請負契約等事務取扱規程第 2 条で準用する日向市工事請負契約等事務取扱規程第 12 条第 2 項の規定に基づき、適正に処理されたい。